



鳥取県公報

平成15年 5月16日(金)
号外第77号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(54)(税務課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 翌年度分の自動車税の納期限から翌年度の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する納税者に交付する自動車税の滞納がないことを証する書面の有効期限は、翌年度の6月20日とすることとした。(第50条関係)
- 2 当該年度分の自動車税の納期限から当該年度の6月30日までの間に自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する納税者に交付する自動車税の滞納がないことを証する書面を廃止することとした。(第50条、旧第64号様式の4関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 5月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第54号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付)</p> <p>第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法又は同令第155条の2の規定による郵便振替(継続して郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金(第3項において「通常郵便貯金」という。))の一部を払込金に振り替えてする払込みによるものに限る。)の方法(第50条において「口座振替等の方法」という。)によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替(自動払込み)依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の規定による通知があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をその者が預金口座を設け、又は通常郵便貯金をしている指定金融機関等又は収納代理郵便官署に直接送付しなければならない。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者(口座振替等の方法により自動車税を納付する者を除く。)に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面(以下この条において「呈示書面」という。)として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは郵便局の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。</p>	<p>(口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付)</p> <p>第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条に規定する自動払込みによるものに限る。))の方法(第50条第2項及び第4項において「口座振替等の方法」という。)によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替(自動払込み)依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の規定による通知があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をその者が預金口座を設け、又は郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金をしている指定金融機関等又は収納代理郵便官署に直接送付しなければならない。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、有効期限を当該納税通知書又は納付書に係る自動車税の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書(当該納税者が第14条の2第3項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等に口座振替等の方法により自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書)を交付するものとする。</p> <p>3 第64号様式の2による証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは郵便局の領収印が押印されたときは、その効力を生ずるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、所長は、納税者が当該年度分の自動車税の納期限から当該年度の</p>

3 前2項に定めるもののほか、所長は、口座振替等の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書（当該納税者が第14条の2第3項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書）を交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、当該年度の翌年度（以下この項において「翌年度」という。）分の自動車税の納期限から翌年度の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する納税者に交付する前項の証明書の有効期限は、翌年度の6月20日とする。

（納税済印）

第50条の2 条例第143条に規定する規則で定める納税済印は、第64号様式の4のとおりとする。

様式目次

1～7 略

8 自動車税関係

第64号様式～第64号様式の3 略

第64号様式の4 納税済印

9～11 略

6月30日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する場合には、当該年度の4月30日に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、同法第97条の2の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、有効期間を当該年度分の自動車税の納期限から当該年度の6月20日までとする第64号様式の4による証明書を交付するものとする。

（納税済印）

第50条の2 条例第143条に規定する規則で定める納税済印は、第64号様式の5のとおりとする。

様式目次

1～7 略

8 自動車税関係

第64号様式～第64号様式の3 略

第64号様式の4 自動車税納税証明書（有効期間限定用）

第64号様式の5 納税済印

9～11 略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第64号様式の4を削り、第64号様式の5を第64号様式の4とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成15年度分の自動車税の納期限から平成15年6月30日までの間に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を改正後の鳥取県税条例施行規則第14条の2第1項に規定する口座振替等の方法により納付する納税者については、改正前の鳥取県税条例施行規

則第50条第4項及び第64号様式の4の規定は、なおその効力を有する。